

新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するための 総会等の開催について

このたび、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、外出や移動等の自粛が求められる中での総会等の開催方法について、中小企業庁と全国中央会で協議が行われた結果、次のとおりの開催方法が示されました（次ページ通知文参照。）。

なお、あくまでも緊急的な対応策になりますので、その点を踏まえ各組合の状況に合わせた対応をご検討ください。

1. 理事会

みなし決議が定款に規定されている場合に限り、「みなし決議」すべき事項を提案した理事が、各理事に対し、提案書を発出し、理事の全員の同意書が提出期限内に揃った日を理事会決議があったものとみなすことができ、みなし議事録を作成します。

ただし、監事に業務監査権限を付している組合においては、監事にも提案事項について異議がないことを確認する必要があります。

2. 総会

総会については、中小企業等協同組合法上、書面によるみなし決議の規定がないため、「期日・場所を特定した総会招集通知」を発出し、「総会の定足数」を満たした上で総会を実施する必要があります。その上で、次の事項を定款で確認し、状況に合わせた総会運営を行ってください。

①定款で書面又は代理人による議決が可能か確認する。

定款に代理人又は書面による議決権・選挙権の行使が規定されている場合、代理人又は書面出席者も総会の出席者とみなされるので、総会運営に支障のない最低限の本人出席者で行うことができ、総会招集通知発出時に書面出席を促すことで本人出席者数をできる限り抑えることができます。

②代理できる組合員数を確認する。

上記①が規定されている場合、代理人が代理できる組合員数（定款で規定された人数：最大4人まで）に関する規定を確認し、総会の定足数を満たす出席者数を確認します。特に代理数を超えた委任状は無効になってしまいますので、注意が必要です。

なお、所管行政庁では、やむを得ず通常総会を延期する場合（定款に定めた期日までに通常総会を開催できない場合）、組合の状況を踏まえつつ柔軟な対応をとっています。通常総会の延期を検討される場合には、当会へご相談ください。

3. 役員改選に伴う総会の運営について

役員改選の重要性からみて、本来であれば議場で意思表示ができる本人及び委任状出席者が半数以上総会に出席し、選挙を行うことが望ましいです。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、全国中小企業団体中央会より次ページのとおり、書面出席者が大半を占める総会での役員選出方法が示されました。

なお、上記の方法を採用する場合、組合員の合意形成に十分に留意する必要があります。

十分な合意形成がなされないまま上記の方法による役員を選任が行われた場合、中協法第54条（総会の決議の不存在もしくは無効の確認又は取り消しの訴え）の対象となり得るなど、無用なトラブルを発生させる原因となることが考えられますので、運用に際しては各組合の実情等を踏まえた対応が必要となります。

具体的な運用等につきましては、当会にご相談ください。

書面議決書等の各種様式については、本会ホームページの「書式ダウンロード」ページに掲載していますのでご確認ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止が求められる中での

総会開催時の役員選出方法について

令和2年4月6日

全国中小企業団体中央会

1. 書面により議決権とともに選挙権を行使する方法について

組合の組合員は組合法第11条第2項により、選挙権を書面で行使（以下「書面投票」）することができることとされており、書面により選挙権を行使する者は総会の出席者とみなされます（同条第4項）。従って、書面投票の方法で選挙権を行使することは、組合法第35条第8項で求められる無記名性が担保されていれば、実施は可能であり、投票方法の工夫の問題であると考えます。

選任制（組合法第35条第13項）を採用する組合以外は、例えば、次のような方法であれば、書面投票済みの者の管理と無記名投票の担保の両立が可能であり、書面投票の方法により役員を選出が可能となるものと考えます。

【事例～書面により議決権とともに選挙権を行使する方法～】

内封筒と外封筒の2種類の封筒を利用し、外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させることを前提に、「議決権行使書」と役員選出のための「投票用紙」を別々にした段階で誰が書面投票済みであるのかが分かるよう（議決権行使書は、議決権行使状況の集計作業のため別々にまとめる必要があります）、無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを更に投票者の名前が記載された外封筒に入れて管理します（外封筒のみ開封して、内封筒を混ぜ合わせるにより投票者が特定できなくなります）。このことにより、無記名投票を担保することが可能となると考えます。

2. 議決権のみ書面行使する方法について

決議議案については、本人出席者、委任状出席者、書面出席者により、決定することは可能です。この場合、定款に定めた定足数を満たしていることが必要になります。他方、役員選出のための選挙権の行使については、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使により選挙が成立すると考えます。

なお、1. 及び2. の何れの場合においても、日時、場所を特定し総会の招集通知を發出するとともに、当日の総会運営に支障のない数の組合員の出席と選挙行為を管理する者がいることが前提となります。